

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

むつ市長

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | むつ市 (2208) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 脇野沢地区 (瀬野、滝山、源藤城、小沢) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和 6年 2月29日 (第 1 回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では高齢化が進んでいること、農作物への鳥獣害が多いことなどから農業者の減少が進み、中心となっている経営体以外では家庭菜園などの自家消費しか見られない。
 中心となっている経営体も、規模を拡大するための人手や農業機械の購入経費などを賄えず、現状維持にとどまっている。半島の突端に位置するため、農作物の輸送コストが多くかかり、また鳥獣害により収量が安定しないことから新規経営体の参入も難しい。
 総じて、現状ではどうやって農地を維持していくかが課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在水田に米を作付けしている農業者が離農した場合は、脇野沢農業振興公社へ農地の集約を進め、そばの作付を拡大していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|-------|
| 区域内の農用地等面積 | 55 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 55 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その中でも農業生産の中心となるエリアである農用地で担い手の意向や周辺農地の状況等を勘案し、農地の活用を促進する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|--|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| 脇野沢農業振興公社へ農地の集積を進める |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| 脇野沢農業振興公社周辺の農地について、所有者の意向を確認しながら、農地中間管理機構への貸付を進める。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 |
| 現状では基盤整備の要望や予定はない。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| 地域農業の現状と課題にあるとおり、鳥獣害と農作物の輸送コストが問題となるため、まず軽量かつ地場消費でき、食害があまりない作目を選定するところから始めていく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| 脇野沢農業振興公社へ農作業の委託をしている。 |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①現在は脇野沢地区各地点在する農地それぞれに電気柵を張っているが、それを地域の農地一円を囲うように設置しなおし、被害の防止を図る。